

名古屋市交通死亡事故多発非常事態宣言等実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市において交通死亡事故が多発し、平穏な市民生活に著しい不安を生ずるおそれがある場合に、安心・安全で快適なまちづくりなごや条例（平成16年名古屋市条例第49号）第9条の規定に基づく交通死亡事故多発非常事態宣言（以下「非常事態宣言」という。）、又は交通死亡事故多発警報（以下「警報」という。）（以下「非常事態宣言等」と総称する。）を発令し、市民の交通事故に対する注意を喚起するとともに、警察その他の関係機関等（以下「関係機関等」という。）に協力を求め、総合的かつ集中的な交通事故防止対策を推進することにより、交通死亡事故の抑止を図ることを目的とする。

(発令等)

第2条 市長は、別表に定める非常事態宣言等の発令基準に該当すると認めたときは、非常事態宣言等を発令する。

2 非常事態宣言等の発令期間は、別表のとおりとする。

3 非常事態宣言等の解除は、原則、設定した日数を経過したときに解除されるものとする。

(非常事態宣言等発令に伴う交通事故防止対策の推進)

第3条 市長は、非常事態宣言等を発令したときは、次の各号に掲げる施策のうち発令時期や事故情勢等を勘案して必要な施策を緊急に推進するとともに、関係機関等に対しその旨を通知し、協力を求め、総合的かつ集中的な交通事故防止対策を推進することとする。

(1) 緊急街頭啓発活動

(2) 非常事態宣言等発令の周知徹底を図るための各種情報板の掲出

(3) 広報車等による街頭広報

(4) 各種集会・会合等を利用した広報啓発活動

(5) あらゆる広報媒体を利用した広報啓発活動

(6) 交通安全施設の整備

(7) 前6号に掲げるもののほか、交通死亡事故の抑止対策として効果的な取組み

附 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 10 月 31 日から施行する。
- 2 名古屋市交通死亡事故多発非常事態宣言実施要綱は、廃止する。

別表（第2条関係）

発令基準及び発令期間

種別	発令基準	発令期間
非常事態宣言	原則、10月末若しくは11月末時点において、交通事故による年間の死者数が、名古屋市交通安全計画で掲げた目標値を大幅に上回る場合、又は政令指定都市ワースト1位である場合で、市長が必要と認めたとき。	原則、11月若しくは12月の最初の開庁日に発令し、発令日の属する月の月末までを発令期間とするが、発令の時期及びその期間における事故情勢に応じて、延長することができるものとする。
警報	以下のいずれかに該当したとき。 (1) 短期指標 10日以内に交通事故による死者数が3人以上となったとき。 (2) 月間指標 各月の月末において、交通事故による月間死者数が5人以上となったとき。	基準に達した日の翌開庁日に発令し、発令日の翌日から7日間を発令期間とする。 なお、(1)の基準に基づき警報を発令した場合において、発令期間中の交通事故による死者数が2人以上となった場合は、原則、発令期間の最終日の翌日から7日間延長することができるものとする。